

【教職員を守るためのカスタマーハラスメントに対する基本方針】

学校法人愛国学園及び設置校は、学生・生徒の健全な成長を促し、保護者や地域の皆様と信頼関係を築きながら、協働して教育活動を行うことを目指しております。皆様から寄せられた建設的なご意見やご要望には、これまでどおり真摯に受け止め、信頼や期待に応えるため対話を重ねてまいります。

しかしながら、教職員に対する社会通念上許容される範囲を超えた理不尽な要求や、精神的な脅威・ハラスメント行為は、教職員の心身の健康を害し職場環境の悪化を招くだけでなく、安全で質の高い教育環境の維持を揺るがす重大な問題です。

すべての教職員が安心して教育活動に専念できるよう、私たちは教職員を保護し、ハラスメント行為に対して組織として毅然とした対応をとる方針をここに明記いたします。

1. 対象となる行為（カスタマーハラスメントの定義）

本方針におけるカスタマーハラスメントとは、学校運営や教育活動の範囲を著しく超える要求、または手段・方法が社会通念上許容される範囲を超える行為を指します（例：暴言、威嚇、長時間の拘束、執拗な電話、不当な謝罪要求、SNS等への誹謗中傷、執拗な文書回答の強要など）。

2. ハラスメント発生時の組織的対応

万が一、これらの行為が認められた場合は、以下の対応を実施します。

- ・個人での対応を避け、管理職を含む複数名、または組織全体で対応します。
- ・事案の正確な把握のため、面談や通話内容の録音・録画を行う場合があります。
- ・必要に応じて、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、法的措置を含めた適切な対処を行います。

未来を担う学生・生徒たちのために、より良い教育環境の構築に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年10月1日
学校法人愛国学園